



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	都市局新都市管理課	1
規則	神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	建築住宅局建築指導部 建築安全課	3
規則	神戸市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課	20
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	22
告示	土壌汚染対策法第6条第4項の規定に基づく「要措置区域」の一部の指定の解除	環境局環境保全課	23
告示	一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託(港島クリーンセンター)	環境局施設課	24
告示	一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託(東クリーンセンター)	環境局施設課	25
告示	一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託(西クリーンセンター)	環境局施設課	26
告示	一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託(苅藻島クリーンセンター)	環境局施設課	27
告示	一般廃棄物の処分に関する手数料の徴収事務の委託(落合)	環境局施設課	28
告示	認定特定非営利活動法人の認定の失効	地域協働局地域活性課	29
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局東部建設事務所	30
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局西建設事務所	33
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 塩屋丸山線)	建設局道路管理課	35
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道灘方面478号線)	建設局道路管理課	36
告示	道路法による道路の認定及び廃止(市道有野台209号線他)	建設局道路管理課	37
告示	道路法による歩行者専用道路の指定(市道有野台211号線)	建設局道路管理課	40
告示	河川区域の変更及び関係図書の縦覧	建設局河川課	41
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	42
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導部	44
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	45
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	46
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導部	47
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	48
告示	身体障害者福祉法による医師の指定等	福祉局障害者更生相談所	49
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	58
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	59

種類	件名	所管部署	ページ
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	60
告示	港湾施設の供用開始及び規模変更の告示	港湾局経営課	61
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定 (特定非営利活動法人てんびんほか)	行財政局税務部市民税 企画課	63
公告	神戸市名谷町社谷土地地区画整理事業の事業計画の変更 (第3回)の認可	都市局地域整備推進課	64
公告	開発行為に関する工事の完了(須磨区稲葉町7丁目)	都市局都市計画課	65
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	66
水道局	神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	67
選挙管理 委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	69
人事委員 会	昇任の選考に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用 課	70

神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第37号

神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

神戸市公有財産規則の特例に関する規則（平成13年7月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1 [略] （この規則の失効） 2 この規則は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、その時までにした第2条の規定の適用を受ける貸付けに係る契約及び第3条の規定の適用を受ける譲渡に係る契約については、この規則は、その時以後も、なおその効力を有する。	附 則 1 [略] （この規則の失効） 2 この規則は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、その時までにした第2条の規定の適用を受ける貸付けに係る契約及び第3条の規定の適用を受ける譲渡に係る契約については、この規則は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第38号

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則等の一部を
改正する規則

(建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則（平成24年6月規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から第6号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

（第1面）

建築物総合環境計画書

年 月 日

神戸市長 宛

提出者（特定建築主）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話番号 () -

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第9条第2項の規定により、建築物総合環境計画書を提出します。

代理者	氏 名 住 所 電話番号 担当者氏名		
設計者	氏 名 住 所 電話番号		
特定建築物の所在地			
特定建築物の名称			
受付処理欄		行政特記欄	

(第2面)

	工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 大規模の修繕又は大規模の模様替		
	床面積の 合計	届出部分 (m ²)	同一棟の届出以外の部分 (m ²)	合 計 (m ²)
	用途及び 用途別 床面積	☐ 事務所 (m ²) ☐ 学 校 (m ²) ☐ 物販店 (m ²) ☐ 飲食店 (m ²) ☐ 集会所 (m ²) ☐ 病 院 (m ²) ☐ ホテル (m ²) ☐ 集合住宅 (m ²) ☐ 工 場 (m ²) ※ (m ²)内に当該用途の届出部分床面積を記入		
	敷地面積	(m ²)		
	建築面積	届出部分 (m ²)	同一棟の届出以外の部分 (m ²)	合 計 (m ²)
	構造	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋鉄骨コンクリート造 ☐ () 造		
	高さ及び 階数	() m (地上 階、地下 階)		
環境配慮の 評価	別途添付			
総合設計の 適用	☐ 有 ☐ 無			
確 認 申 請 予 定 日 又 は 計 画 通 知 予 定 日	年 月 日			
工 事 着 手 予 定 日	年 月 日			
工 事 完 了 予 定 日	年 月 日			
備 考				

様式第2号（第9条関係）

建築物総合環境計画書変更届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者（特定建築主）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話番号 () -

建築物総合環境計画書を変更したので、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第10条第1項及び第2項の規定により、届け出ます。

代理者	氏 名 住 所 電話番号 担当者氏名		
特定建築物の所在地			
特定建築物の名称			
建築物総合環境計画書の届出日及び番号	年 月 日 第 号		
変更した事項	変更前		
	変更後		
環境配慮の評価	別途添付		
備考			
受付処理欄		行政特記欄	

様式第3号（第11条関係）

特定建築物工事完了届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者（特定建築主）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話番号 (.....) -

特定建築物の工事が完了したので、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。この特定建築物工事完了届及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

代理者	氏 名 住 所 電話番号 担当者氏名		
特定建築物の所在地			
特定建築物の名称			
建築物総合環境計画書の届出日及び番号	年 月 日 第 号		
工事完了日	年 月 日		
確認事項	☐ 既に届け出たとおりの工事が完了したことを確認した。 ☐ 評価結果の変更を生じる変更事項が無いことを確認した。 ☐ ()		
受付処理欄		行政特記欄	

様式第4号（第14条及び第16条関係）

すまいの環境性能表示（変更）届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者（特定建築主）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 () -

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 { 第16条第1項
第17条第2項 } の規定
により、すまいの環境性能表示を { 表示した
変更した } ことを届け出ます。

代理者	氏 名 住 所 電話番号 担当者氏名		
特定集合住宅の所在地			
特定集合住宅の名称			
建築物総合環境計画書の 届出日及び番号	年	月	日 第 号
広告の日	年	月	日
広告又はその写し	別途添付		
特定集合住宅の工事の現場での表示	☐ 表示済み ☐ 年 月 日表示予定		
販売受託者 (該当する場合のみ記入)	氏 名 住 所 電話番号 担当者氏名		
備考			
受付 処理 欄		行政 特 記 欄	

様式第5号（第19条及び第20条関係）

（第1面）

建築物等緑化計画（変更）届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 () -

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第23条第2項又は第3項の規定により、
 { 建築物等の緑化に関する計画
 建築物等の緑化に関する計画の変更 } を届け出ます。

代理者	氏 名 住 所 電話番号 担当者氏名		
建築物等の名称			
建築物等の所在地			
建築物等の用途	☐ 住宅等 ☐ 住宅等以外 ☐ 特定工場等		
工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築	法定建蔽率 (変更届では記入不要)	%
建築工事着手予定日 (変更届では記入不要)	年 月 日		
緑化完了予定日	年 月 日		

以下、変更届の場合のみ記入してください。

建築物等緑化計画(変更) 届の届出日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の概要			
受付 処理 欄		行政 特記 欄	

(第2面)

建築物の(変更)緑化計画

建築面積(A)	m ²		
区 分	緑地の算定面積		
屋上、ベランダ等	m ²		
壁 面	m ²		
小 計(B)	m ²		
太陽電池(C)	m ²	緑地の面積に相当する面積 (D)=(C)×1/2	m ²
露天のプール等(C')	m ²	必要緑地面積算定上の建築面積 (A')=(A)-(C')	m ²
敷地緑化との振替 増(+)-減(-)(E)	m ²		
緑地の面積の合計 (F)=(B)+(D)±(E)	m ²	緑地率(F)/(A)×100 ※露天のプール等がある場合、(A')を(A)に代入可能	%

植栽内訳	数量	算定面積	主な樹種等	備考
低木、地被植物等	m ²	m ²		低木、地被植物、 100ℓ以上の プランター等
中木 (2.5m > H ≥ 1.0m)	本	m ²		本数×3.8m ²
高木1 (4.0m > H ≥ 2.5m)	本	m ²		本数×8m ²
高木2 (5.5m > H ≥ 4.0m)	本	m ²		本数×13.8m ²
高木3 (7.0m > H ≥ 5.5m)	本	m ²		本数×21.2m ²
高木4 (H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ²
壁面※基盤造成型のみ (道路等から2m以内に面するもの。)	m ²	m ²		数量×2.0
壁面※基盤造成型のみ (道路等から6m以内に面するもの。)	m ²	m ²		数量×1.5
壁面 (上記以外のもの。)	m ²	m ²		
生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行き 0.5m+高さ1.2m)
プランター(40ℓ以上)	個	m ²		道路等に面する ものに限る。
合計(B)		m ²		

(第3面)

建築物の敷地の(変更)緑化計画

		敷地面積 (㎡) (A)	空地 面積 (㎡) (B)	除外 面積 (㎡) ※1 (C)	植栽 面積 (㎡) (D)	太陽電池 設置面積 (㎡) (E)	建築物緑化の 面積との振替 増(+)減(-) (㎡) (F)	緑地の面積 の合計 (㎡) (G)=(D)+(E)/ 2±(F)	緑地率 (G)/((B)-(C))×100
※2		()	()		()			()	%
※3	合計								%
	運動場 以外	()	()		()		()	()	%
	運動場								%

() 部分は、計画開発区域における加算可能な緑地面積を記入すること。

	植栽内訳	数量	算定面積	主な樹種等	備考
	低木、地被植物等	㎡	㎡		低木、地被植物、 1000以上の プランター等
道路等から2m以内に面する	中木(2.5m > H ≧ 1.0m)	本	㎡		本数×3.8㎡×2.0
	高木1(4.0m > H ≧ 2.5m)	本	㎡		本数×8㎡×2.0
	高木2(5.5m > H ≧ 4.0m)	本	㎡		本数×13.8㎡×2.0
	高木3(7.0m > H ≧ 5.5m)	本	㎡		本数×21.2㎡×2.0
	高木4(H ≧ 7.0m)	本	㎡		本数×30.1㎡×2.0
	生垣(H ≧ 1.0m)	m	㎡		長さ×(奥行き0.5m +高さ1.2m)×2.0
道路等から6m以内に面する	中木(2.5m > H ≧ 1.0m)	本	㎡		本数×3.8㎡×1.5
	高木1(4.0m > H ≧ 2.5m)	本	㎡		本数×8㎡×1.5
	高木2(5.5m > H ≧ 4.0m)	本	㎡		本数×13.8㎡×1.5
	高木3(7.0m > H ≧ 5.5m)	本	㎡		本数×21.2㎡×1.5
	高木4(H ≧ 7.0m)	本	㎡		本数×30.1㎡×1.5
	生垣(H ≧ 1.0m)	m	㎡		長さ×(奥行き0.5m +高さ1.2m)×1.5
上記以外の位置	中木(2.5m > H ≧ 1.0m)	本	㎡		本数×3.8㎡
	高木1(4.0m > H ≧ 2.5m)	本	㎡		本数×8㎡
	高木2(5.5m > H ≧ 4.0m)	本	㎡		本数×13.8㎡
	高木3(7.0m > H ≧ 5.5m)	本	㎡		本数×21.2㎡
	高木4(H ≧ 7.0m)	本	㎡		本数×30.1㎡
	生垣(H ≧ 1.0m)	m	㎡		長さ×(奥行き0.5m +高さ1.2m)
	グラスパーキング※4	㎡	㎡		
	フェンス緑化	m	㎡		長さ×高さ1.2m
	プランター(400以上)	個	㎡		道路等に面するものに 限る。
	合計(D)		㎡		

- ※1 コンテナ等を取り扱う部分、大型重量車両（自重又は総積載荷重が20トン以上の車両をいう。）通行部分等の面積をいいます。なお、敷地に設置する露天のプール等も含みます。
- ※2 学校、社会福祉施設及び教育施設（施設の形状が学校に類するものに限る。以下同じ。）以外の場合に使用してください。
- ※3 学校、社会福祉施設及び教育施設の場合に使用してください。
- ※4 「グラスパーキング」の数量欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

計画開発区域における緑化の場合

計画開発区域名	
計画開発区域面積	h a
全体緑地面積	h a
全体建築物敷地面積	h a
当該敷地に加算可能な緑地面積	h a

備考

- この様式及び様式第6号において、「計画開発区域」とは、次に掲げる区域のうち、緑地として整備する計画がある部分の面積が当該区域の合計面積に対する割合として10パーセント以上であり、計画的に、かつ、将来にわたって確保されるものと認められるものをいう。
 - 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第2条第4項に規定する工業団地造成事業の施行区域
 - 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第4項に規定する事業地
 - 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第4項に規定する事業地
 - 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第4項に規定する施行地区
 - 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許に係る埋立に関する工事の施行区域
 - 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が認める区域
- この様式及び様式第6号において、「グラスパーキング」とは、芝生その他の地被植物でその表面を覆う工法により緑化する駐車区画をいう。

様式第6号（第21条関係）

（第1面）

建築物等緑化計画完了届

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 ..(.....).....-

建築物等の緑化が完了したので、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。この建築物等緑化計画完了届及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

代理者	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	担当者氏名		
建築物等の名称			
建築物等の所在地			
建築物等の用途	☐ 住宅等 ☐ 住宅等以外 ☐ 特定工場等		
工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築		
建築物等緑化計画(変更)届の届出日及び番号	年	月	日 第 号
緑化完了日	年	月	日
備考			
受付 処 理 欄		行政 特 記 欄	

(第2面)

建築物の緑化状況

建築面積（A）		㎡		
区 分	緑地の算定面積			
屋上、ベランダ等	㎡			
壁 面	㎡			
小 計（B）	㎡			
太陽電池（C）	㎡	緑地の面積に相当する面積 （D）=（C）×1／2	㎡	
露天のプール等（C'）	㎡	必要緑地面積算定上の建築面積 （A'）=（A）-（C'）	㎡	
敷地緑化との振替 増（+）減（-）（E）	㎡			
緑地の面積の合計 （F）=（B）+（D）±（E）	㎡	緑地率（F）／（A）×100 ※露天のプール等がある場合、（A'）を（A）に代入可能	%	
植栽内訳	数量	算定面積	主な樹種等	備考
低木、地被植物等	㎡	㎡		低木、地被植物、 1000以上の プランター等
中木 （2.5m＞H≧1.0m）	本	㎡		本数×3.8㎡
高木1 （4.0m＞H≧2.5m）	本	㎡		本数×8㎡
高木2 （5.5m＞H≧4.0m）	本	㎡		本数×13.8㎡
高木3 （7.0m＞H≧5.5m）	本	㎡		本数×21.2㎡
高木4 （H≧7.0m）	本	㎡		本数×30.1㎡
壁面※基盤造成型のみ （道路等から2m以内に面するもの。）	㎡	㎡		数量×2.0
壁面※基盤造成型のみ （道路等から6m以内に面するもの。）	㎡	㎡		数量×1.5
壁面 （上記以外のもの。）	㎡	㎡		
生垣（H≧1.0m）	m	㎡		長さ×（奥行き 0.5m+高さ1.2m）
プランター（400以上）	個	㎡		道路等に面する ものに限る。
合計（B）		㎡		

(第3面)

建築物の敷地の緑化状況

		敷地面積 (㎡) (A)	空地 面積 (㎡) (B)	除外 面積 (㎡) ※1 (C)	植栽 面積 (㎡) (D)	太陽電池 設置面積 (㎡) (E)	建築物緑化の 面積との振替 増(+)減(-) (㎡) (F)	緑地の面積 の合計 (㎡) (G) = (D) + ((E)/2) ± (F)	緑地率 (G)/((B)-(C)) × 100
※2		()	()		()			()	%
※3	合計								%
	運動場 以外	()	()		()		()	()	%
	運動場								%

() 部分は、計画開発区域における加算可能な緑地面積を記入すること。

	植栽内訳	数量	算定面積	主な樹種等	備考
	低木、地被植物等	㎡	㎡		低木、地被植物、 100ℓ以上の プランター等
道路等から2m以内を面する	中木(2.5m > H ≧ 1.0m)	本	㎡		本数 × 3.8㎡ × 2.0
	高木1(4.0m > H ≧ 2.5m)	本	㎡		本数 × 8㎡ × 2.0
	高木2(5.5m > H ≧ 4.0m)	本	㎡		本数 × 13.8㎡ × 2.0
	高木3(7.0m > H ≧ 5.5m)	本	㎡		本数 × 21.2㎡ × 2.0
	高木4(H ≧ 7.0m)	本	㎡		本数 × 30.1㎡ × 2.0
	生垣(H ≧ 1.0m)	m	㎡		長さ × (奥行き0.5m + 高さ1.2m) × 2.0
道路等から6m以内を面する	中木(2.5m > H ≧ 1.0m)	本	㎡		本数 × 3.8㎡ × 1.5
	高木1(4.0m > H ≧ 2.5m)	本	㎡		本数 × 8㎡ × 1.5
	高木2(5.5m > H ≧ 4.0m)	本	㎡		本数 × 13.8㎡ × 1.5
	高木3(7.0m > H ≧ 5.5m)	本	㎡		本数 × 21.2㎡ × 1.5
	高木4(H ≧ 7.0m)	本	㎡		本数 × 30.1㎡ × 1.5
	生垣(H ≧ 1.0m)	m	㎡		長さ × (奥行き0.5m + 高さ1.2m) × 1.5
上記以外の位置	中木(2.5m > H ≧ 1.0m)	本	㎡		本数 × 3.8㎡
	高木1(4.0m > H ≧ 2.5m)	本	㎡		本数 × 8㎡
	高木2(5.5m > H ≧ 4.0m)	本	㎡		本数 × 13.8㎡
	高木3(7.0m > H ≧ 5.5m)	本	㎡		本数 × 21.2㎡
	高木4(H ≧ 7.0m)	本	㎡		本数 × 30.1㎡
	生垣(H ≧ 1.0m)	m	㎡		長さ × (奥行き0.5m + 高さ1.2m)
	グラスパーキング※4	㎡	㎡		
	フェンス緑化	m	㎡		長さ × 高さ1.2m
	プランター(40ℓ以上)	個	㎡		道路等に面するもの に限る。
	合計(D)		㎡		

- ※1 コンテナ等を取り扱う部分、大型重量車両（自重又は総積載荷重が20トン以上の車両をいう。）通行部分等の面積をいいます。なお、敷地に設置する露天のプール等も含まれます。
- ※2 学校、社会福祉施設及び教育施設（施設の形状が学校に類するものに限る。以下同じ。）以外の場合に使用してください。
- ※3 学校、社会福祉施設及び教育施設の場合に使用してください。
- ※4 「グラスパーキング」の数量欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

計画開発区域における緑化の場合

計画開発区域名	
計画開発区域面積	h a
全体緑地面積	h a
全体建築物敷地面積	h a
当該敷地に加算可能な緑地面積	h a

(私道の変更又は廃止の手続に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例施行規則(平成13年6月規則第20号)の一部を次のように改正する。

様式中

「神戸市長 様」 を

「神戸市長 宛」 に、

「 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) を

㊞ 」

「 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) に改める。

」

(北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則(平成30年3月規則第28号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「 申請者 住所

氏名 ㊞ を

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 」

「 申請者 住所

氏名 に改める。

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 」

様式第2号中

「 申請者 住所

氏名 ㊞ を

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 」

「 申請者 住所

氏名 に改める。

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 」

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

- 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例施行規則（平成12年3月規則第142号）	[略]	港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例施行規則（平成12年3月規則第142号）	[略]
		神戸市私道の変更又は様式	

		廃止の手續に関する条例施行規則(平成13年6月規則第20号)	
[略]	[略]	[略]	[略]
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則(平成20年3月規則第57号)	[略]	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則(平成20年3月規則第57号)	[略]
神戸市療育センター条例施行規則(平成27年3月規則第62号)	[略]	神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則(平成24年6月規則第13号)	様式第1号
			様式第2号
			様式第3号
			様式第4号
			様式第5号
			様式第6号
神戸市療育センター条例施行規則(平成27年3月規則第62号)	[略]	神戸市療育センター条例施行規則(平成27年3月規則第62号)	[略]
			[略]
		神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則(平成30年3月規則第28号)	様式第1号
			様式第2号

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第39号

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年5月規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第4章 [略]	第1章～第4章 [略]
第5章 雑則（第52条― <u>第61条</u> ）	第5章 雑則（第52条― <u>第62条</u> ）
附則	附則
（卸売業者の純資産基準額）	（卸売業者の純資産基準額）
第6条 条例第10条第1項に規定する規則で定める純資産基準額は、別表第1の表の左欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の中欄に掲げる当該事業年度の開始日前1年間の卸売の金額（条例第9条 <u>第1項</u> の許可を	第6条 条例第10条第1項に規定する規則で定める純資産基準額は、別表第1の表の左欄に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表の中欄に掲げる当該事業年度の開始日前1年間の卸売の金額（条例第9条 <u>1項</u> の許可を受

受けて1年を経過しない者については、前条第3号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後1年間の卸売の予定金額)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 [略]

(販売原票等の保存)

第38条 第29条に規定する売渡票及び販売原票並びに前条に規定する売買仕切書は、紙又電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で5年間保存しなければならない。

第56条～第61条 [略]

けて1年を経過しない者については、第5条第3号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後1年間の卸売の予定金額)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 [略]

(販売原票等の保存)

第38条 第29条に規定する売渡票及び販売原票並びに第37条に規定する売買仕切書は、紙又電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で5年間保存しなければならない。

(使用人の届出)

第56条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、その業務に関して使用人を雇用したときは、その氏名、住所その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。解雇したときも、同様とする。

第57条～第62条 [略]

様式第8号中「(第57条関係)」を「(第56条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市告示第573号

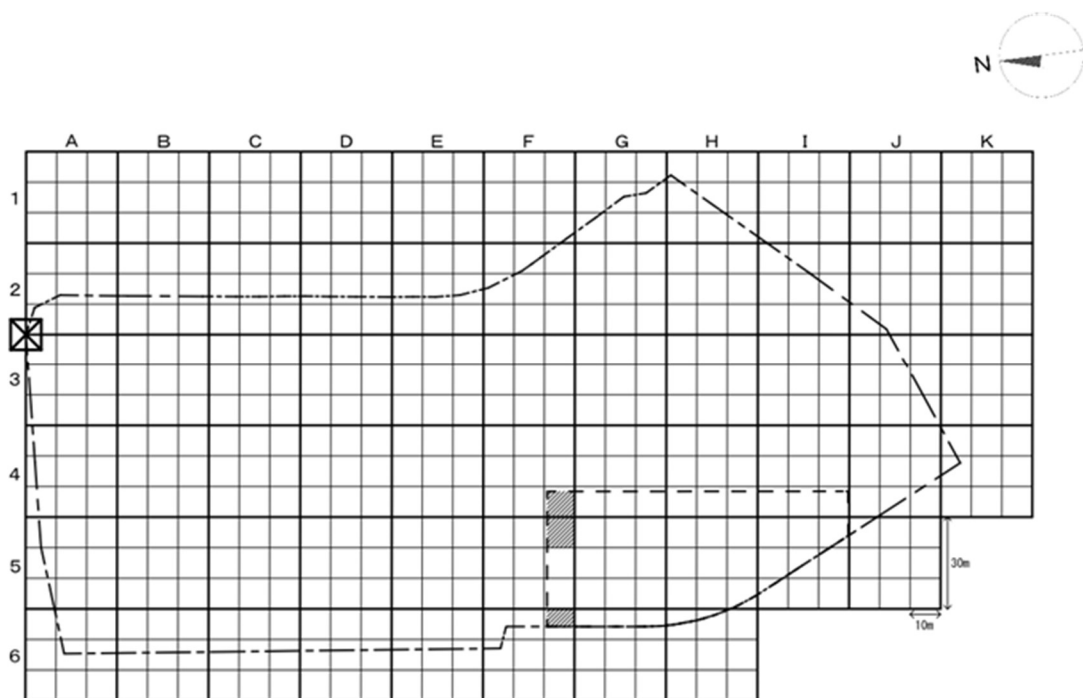
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和7年3月6日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
須磨区友が丘7丁目10番2の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物

別図



凡例	
	起点
---	敷地境界線
---	対象範囲
	形質変更時要届出区域

〈起点〉

起点は神戸市須磨区友が丘7丁目10番2の最北端の地点とする。

〈格子の回転角度〉

6°53'25"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

神戸市告示第 574 号

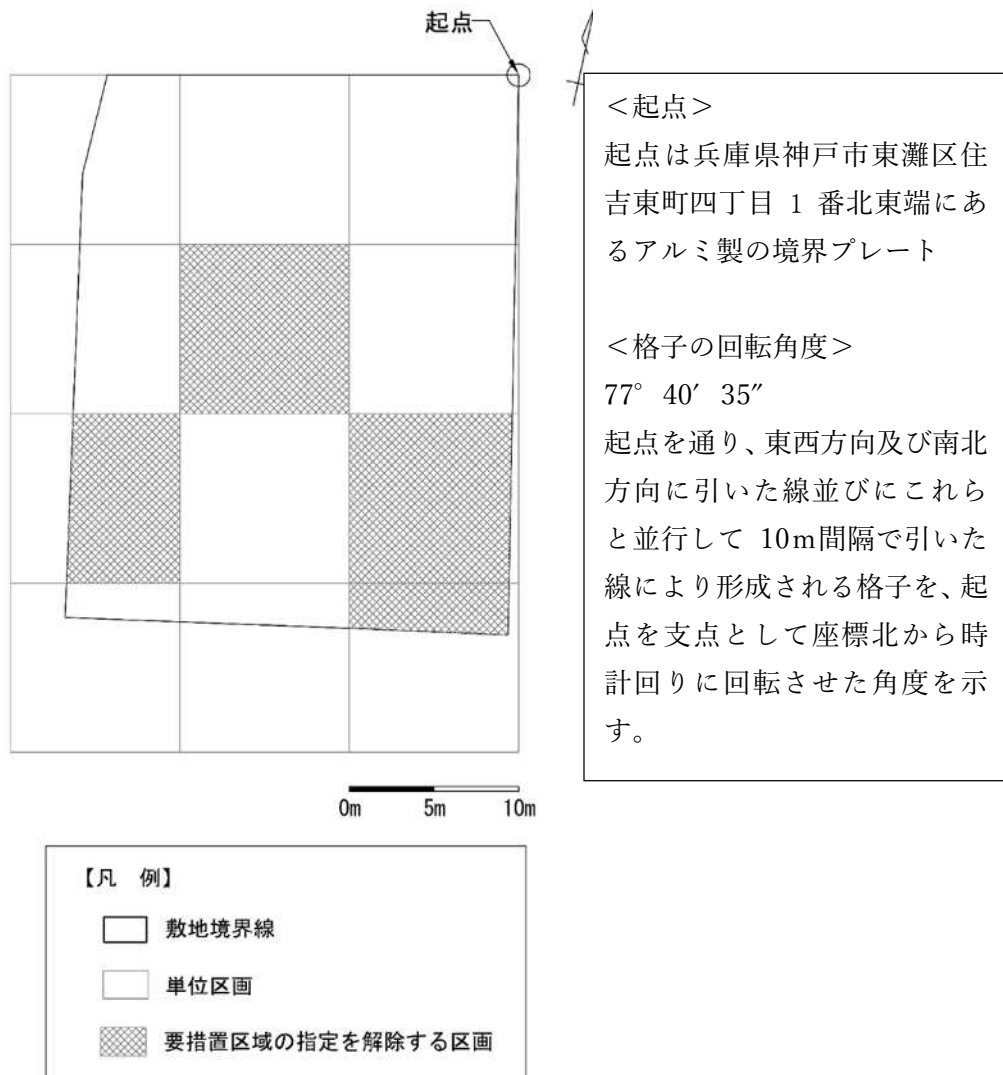
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、要措置区域の一部の指定を、次のとおり解除する。

令和 7 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する要措置区域
東灘区住吉東町 4 丁目 1 番の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
テトラクロロエチレン
- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



神戸市告示第581号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市中央区海岸通4丁目4番5号
新和警備保障株式会社
代表取締役 喜田 城太郎
- 2 委託内容
港島クリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和7年1月27日
- 4 委託年月日
令和7年3月3日

神戸市告示第582号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者

神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号

神戸市生活環境事業協同組合

理事長 藤定 孝光

2 委託内容

東クリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務

3 指定年月日

令和7年1月27日

4 委託年月日

令和7年3月3日

神戸市告示第583号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者

神戸市中央区海岸通4丁目4番5号

新和警備保障株式会社

代表取締役 喜田 城太郎

2 委託内容

西クリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務

3 指定年月日

令和7年1月27日

4 委託年月日

令和7年3月3日

神戸市告示第584号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者

神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号

神戸市生活環境事業協同組合

理事長 藤定 孝光

2 委託内容

苅藻島クリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務

3 指定年月日

令和7年1月27日

4 委託年月日

令和7年3月3日

神戸市告示第585号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
神戸市中央区海岸通4丁目4番5号
新和警備保障株式会社
代表取締役 喜田 城太郎
- 2 委託内容
落合クリーンセンターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和7年1月27日
- 4 委託年月日
令和7年3月3日

神戸市告示第586号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 57 条第 1 項の規定により，認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったため，同条第 2 項の規定により，次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 名称

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

2 主たる事務所の所在地

神戸市中央区下山手通 5 丁目 7 番 11 号 兵庫県母子会館 2 階

3 代表者の氏名

鈴木 尉久

4 失効の理由

認定の有効期間（令和 2 年 2 月 25 日～令和 7 年 2 月 24 日）が経過したため（特定非営利活動促進法第 57 条第 1 項第 1 号）

5 失効年月日

令和 7 年 2 月 25 日

神戸市告示第587号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管 及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 5 台	令和7年2月6日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	青木駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	魚崎駅周辺	自転車 1 台	令和7年2月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	灘駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摩耶駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	新在家駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 27 台	令和7年2月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2 台		
	六甲駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 2 台	令和7年2月13日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	岡本駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲道駅周辺	自転車 31 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神御影駅周辺	自転車 9 台	令和7年2月18日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 2 台	令和7年2月19日	
	自転車等長期放置	原動機付自転車 0 台		
	灘駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摩耶駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	王子公園駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		

別表

	新在家駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲駅周辺	自転車	25 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2 台	
	六甲駅周辺	自転車	2 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	16 台	令和7年2月25日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1 台	
	J R 住吉駅周辺	自転車	3 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摂津本山駅周辺	自転車	2 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和7年2月26日
	灘区管内	自転車	13 台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	9 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	阪急御影駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	

神戸市告示第588 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 5 台	令和 7 年 2 月 20 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 7 年 2 月 20 日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 2 台	令和 7 年 2 月 26 日	
		原付 1 台	令和 7 年 2 月 20 日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和 7 年 2 月 13 日	
	伊川谷駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和 7 年 2 月 13 日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 7 年 2 月 13 日	

神戸市告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年3月19日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月1日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	塩屋丸山線	神戸市垂水区塩屋町字大谷 645番1地先から	新	10.20	最大 7.30 最小 7.20
		神戸市垂水区塩屋町字大谷 645番1地先まで	旧	10.20	最大 7.20 最小 6.30

神戸市告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年3月19日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月1日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	灘 方 面 第 478号線	神戸市灘区神前町2丁目 382番1地先から	新	15.80	最大 3.40 最小 2.80
		神戸市灘区神前町2丁目 381番2地先まで	旧	15.80	最大 2.20 最小 1.60

神戸市告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道の路線

路線名	起 点	終 点
有野台209号線	神戸市北区有野町有野字南垣内 1741番38地先	神戸市北区有野町有野字南垣内 1741番52地先
有野台210号線	神戸市北区有野町有野字中通り 1773番1地先	神戸市北区有野町有野字中通り 1773番35地先
有野台211号線	神戸市北区有野町有野字南垣内 1741番47地先	神戸市北区有野町有野字南垣内 1741番35地先
高丸陸29号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番 556地先	神戸市垂水区高丸8丁目2243番 557地先
高丸陸30号線	神戸市垂水区高丸8丁目 2243 番 569地先	神戸市垂水区高丸8丁目 2243 番 570地先
見津が丘32号線	神戸市西区見津が丘2丁目1番8 地先	神戸市西区見津が丘2丁目1番5 地先
見津が丘33号線	神戸市西区見津が丘1丁目 24 番 地先	神戸市西区見津が丘2丁目3番13 先
押部木津32号線	神戸市西区押部谷町木津字廣垣内 250番1地先	神戸市西区押部谷町木津根土 36 番1地先
前開53号線	神戸市西区伊川谷町前開字自分山 ノ内1432番4地先	神戸市西区伊川谷町前開字自分山 ノ内1414番2地先
池谷22号線	神戸市西区櫛谷町長谷字光松谷7 番74地先	神戸市西区櫛谷町池谷字山ノ谷 249番地先
南別府47号線	神戸市西区伊川谷町別府字宮ノ下 177番5地先	神戸市西区伊川谷町別府字一反口 47番2
別府40号線	神戸市西区伊川谷町別府字宮山東 157番8地先	神戸市西区伊川谷町別府字宮山東 157番1地先
吉尾4号線	神戸市北区八多町上小名田字友釜 2500番地先	神戸市北区八多町吉尾字友釜1406 番地先
附物2号線	神戸市北区八多町附物字後垣1467 番地先	神戸市北区八多町附物字後垣1470 番地先
附物3号線	神戸市北区八多町附物字後垣1474 番地先	神戸市北区八多町附物字後垣1456 番地先

2 廃止する市道の路線

路線名	起 点	終 点
垂水里568号線	神戸市垂水区美山台2丁目838番146地先	神戸市垂水区美山台2丁目842番45地先
灘里59号線	神戸市灘区篠原字東山ノ内西谷1035番43地先	神戸市灘区篠原字東山ノ内西谷1035番44地先
灘里60号線	神戸市灘区篠原字東山ノ内西谷1035番43地先	神戸市灘区篠原字東山ノ内西谷1035番43地先
有野里415号線	神戸市北区有野町唐櫃字アザミ谷3381番地先	神戸市北区有野町唐櫃字アザミ谷3386番地先
堅田第21号線	神戸市西区平野町堅田字中垣内378番地先	神戸市西区平野町堅田字中垣内377番地先
繁田第6号線	神戸市西区平野町繁田字池ノ内135番1地先	神戸市西区平野町繁田字池ノ内139番1地先
有野里130号線	神戸市北区有野町有野字中通り1778番地先	神戸市北区有野町有野字中通り1782番地先
有野町合併第151号線	神戸市北区有野町有野字中通り1794番地先	神戸市北区有野町有野字南垣内1729番1地先
有野町合併第151号線	神戸市北区有野町有野字南垣内4470番1地先	神戸市北区有野町有野字中通り1774番地先
南別府中央線	神戸市西区伊川谷町別府字彌大夫林88番11地先	神戸市西区伊川谷町別府字宮ノ下165番2地先
別府第8号線	神戸市西区伊川谷町別府字一反口48番1地先	神戸市西区伊川谷町別府字宮山東157番9地先
伊川谷里655号線	神戸市西区南別府4丁目173番地先	神戸市西区伊川谷町別府字一反口84番1地先
伊川谷里658号線	神戸市西区伊川谷町別府字井ヶ谷466番2地先	神戸市西区伊川谷町別府字井ヶ谷435番1地先
伊川谷里662号線	神戸市西区伊川谷町別府字彌太夫林88番11地先	神戸市西区伊川谷町別府字宮山東157番8地先
大沢里72号線	神戸市北区大沢町中大沢字矢口2152地先	神戸市北区大沢町中大沢字矢口3252地先
大沢里74号線	神戸市北区大沢町中大沢字東坂井3245地先	神戸市北区大沢町中大沢字東坂井3247地先
大沢里86号線	神戸市北区大沢町中大沢字鼓田3234地先	神戸市北区大沢町中大沢字鼓田3236地先
大沢里125号線	神戸市北区大沢町中大沢字田屋垣内882-3地先	神戸市北区大沢町中大沢字田屋垣内2835地先
大沢里132号線	神戸市北区大沢町中大沢字坊ノ谷698-1地先	神戸市北区大沢町中大沢字坊ノ上2937地先
大沢里133号線	神戸市北区大沢町中大沢字坊ノ上2939地先	神戸市北区大沢町中大沢字川除2923地先
大沢里134号線	神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ久保下2910地先	神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ久保下2906地先

大沢里136号線	神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ久保下2911地先	神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ久保2892地先
大沢里181号線	神戸市北区大沢町中大沢字小切町北3156地先	神戸市北区大沢町中大沢字岡ノ向3124地先
大沢里182号線	神戸市北区大沢町中大沢字岡ノ向3129地先	神戸市北区大沢町中大沢字岡ノ向3131地先
大沢里269号線	神戸市北区大沢町中大沢字仲前2775地先	神戸市北区大沢町中大沢字仲前2782地先
大沢里270号線	神戸市北区大沢町中大沢字仲前2772地先	神戸市北区大沢町中大沢字仲前2774地先
大沢里271号線	神戸市北区大沢町中大沢字仲前2775地先	神戸市北区大沢町中大沢字仲前2767地先
大沢里272号線	神戸市北区大沢町中大沢字仲前2768地先	神戸市北区大沢町中大沢字仲前2774地先
大沢里274号線	神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ久保下2896地先	神戸市北区大沢町中大沢字濱弓場2861地先
大沢里275号線	神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ久保2888地先	神戸市北区大沢町中大沢字坂之楚639地先
大沢里278号線	神戸市北区大沢町中大沢字西山ノ下2786地先	神戸市北区大沢町中大沢字中岡ノ上54地先
大沢里279号線	神戸市北区大沢町中大沢字權母ゲ口2991地先	神戸市北区大沢町中大沢字杉釜池上3030地先
大沢里289号線	神戸市北区大沢町中大沢字久保廻リ3108地先	神戸市北区大沢町中大沢字久保廻リ3088地先
病院線	神戸市北区大沢町中大沢字小切町南3179-1地先	神戸市北区大沢町中大沢字小切町南3178地先
城坂線	神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ久保2895地先	神戸市北区大沢町中大沢字法寺庵2946地先
城坂線	神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ久保2878地先	神戸市北区大沢町中大沢字梨シケ久保下2901地先
城坂線	神戸市北区大沢町中大沢字仲前2773地先	神戸市北区大沢町中大沢字仲前2764地先
奥ン荘線支線	神戸市北区大沢町中大沢字滝之脇3083地先	神戸市北区大沢町中大沢字滝之脇3076地先
上大沢中大沢線	神戸市北区大沢町中大沢字泓990地先	神戸市北区大沢町中大沢字滝之脇3076地先
上大沢中大沢線	神戸市北区大沢町中大沢字宅原尾1383地先	神戸市北区大沢町中大沢字岡ノ向3122地先

神戸市告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、次の市道の全区間をもつばら歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年3月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 路線名

有野台211号線

2 指定する期日

令和7年3月18日

神戸市告示第593号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年2月11日政令第14号）第57条の4において準用する同施行令第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、神戸市建設局河川課に備え置いて、縦覧に供する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 河川の名称
一級河川加古川水系準用河川大池川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和7年3月18日
- 3 廃川敷地等の位置
神戸市北区山田町上谷上字古々山23番3地先から
神戸市北区山田町上谷上字ヤンゲン2番5地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 408.65 平方メートル

神戸市告示第594号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2810602348	ケアスマイル アンジュ	兵庫県神戸市 市長田区腕塚町 8-5-6	合同会社 a n g e	兵庫県神戸市 市長田区腕塚町 8-5-6	令和 7 年 2 月 1 日	居宅介護
2810602348	ケアスマイル アンジュ	兵庫県神戸市 市長田区腕塚町 8-5-6	合同会社 a n g e	兵庫県神戸市 市長田区腕塚町 8-5-6	令和 7 年 2 月 1 日	重度訪問介護
2815202490	ケアステーション みくる	兵庫県神戸市 西区池上 4 丁目 22-4	クオリティライフ株式会社	兵庫県神戸市 垂水区下畑町 498 番 53	令和 7 年 2 月 1 日	居宅介護
2810101598	B 型支援事業所シリウス深江	兵庫県神戸市 東灘区本山南町 1-1-3 ロイヤル本山南	ワンダブルオー株式会社	兵庫県神戸市 中央区海岸通三丁目 1 番 5 号	令和 7 年 2 月 1 日	就労継続支援（B 型）
2810502134	さくらハートセカンド	兵庫県神戸市 兵庫区湊川町 5 丁目 8-6 KWI プラザ 1 階	合同会社ブラザーフット	兵庫県神戸市 兵庫区塚本通七丁目 2-17-201	令和 7 年 2 月 1 日	就労継続支援（B 型）

2815102617	キズキビジ ネスカレッ ジ 神戸三 宮校	兵庫県神戸 市中央区御 幸通4-2- 9 アベニ ュー御幸ビル 601	株式会社キ ズキ	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 五丁目29 番7号ドル ミ御苑202 号室	令和7年2 月1日	就労移行支 援(一般型)
2815202482	カレッジ・ ネクスト	兵庫県神戸 市西区糺台 5丁目6- 1 西文化セ ンタービル 4F	一般社団法 人カレッジ	兵庫県明石 市和坂14 番地7 竹中 ビル5F	令和7年2 月1日	就労継続支 援(B型)
2820800221	TOKOW AKAホーム	兵庫県神戸 市垂水区名 谷町字高曾 2366 番地 の5 ベル デ名谷6号 館201	一般社団法 人TOKO WAKA	兵庫県神戸 市須磨区須 磨浦通四丁 目4-6-2 F	令和7年2 月1日	共同生活援 助
2825000371	おてだまは うす	兵庫県神戸 市北区日の 峰3丁目2 番10号	株式会社お てだま	兵庫県神戸 市北区唐櫃 台二丁目 19番14号	令和7年2 月1日	共同生活援 助

神戸市告示第595号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種類
2810100343	エム・ワークス	兵庫県神戸市東灘区御影本町3丁目9-8	社会福祉法人木の芽福祉会	兵庫県神戸市東灘区御影本町3-9-8	令和7年1月31日	就労移行支援(一般型)
2815102120	テックエキスパート三宮オフィス	兵庫県神戸市中央区御幸通4丁目2-15 三宮米本ビル1階	株式会社テックエキスパート	大阪府高槻市上田辺町1番30号 上田辺ビル5階	令和7年1月31日	就労継続支援(B型)

神戸市告示第596号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2830500126	神戸障害 者・児相談 支援サービ ススマイル	兵庫県神戸 市兵庫区湊 町 2 丁目 4 -15 古田 ビル 2 階	特定非営利 活動法人ス マイル工場	兵庫県神戸 市中央区港 島九丁目 11 番地 1	令和 7 年 2 月 1 日	地域移行支 援
2830500126	神戸障害 者・児相談 支援サービ ススマイル	兵庫県神戸 市兵庫区湊 町 2 丁目 4 -15 古田 ビル 2 階	特定非営利 活動法人ス マイル工場	兵庫県神戸 市中央区港 島九丁目 11 番地 1	令和 7 年 2 月 1 日	地域定着支 援

神戸市告示第597号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2830500126	神戸障害 者・児相談 支援サービ ススマイル	兵庫県神戸 市兵庫区湊 町 2 丁目 4 -15 古田 ビル 2 階	特定非営利 活動法人ス マイル工場	兵庫県神戸 市中央区港 島九丁目 11 番地 1	令和 7 年 2 月 1 日	計画相談支 援
2835200235	相談支援事 業所 みな も	兵庫県神戸 市西区南別 府 1 丁目 1 - 1 -201	合同会社光 彩	兵庫県神戸 市西区北別 府二丁目 15- 2	令和 7 年 2 月 1 日	計画相談支 援

神戸市告示第598号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850100492	放課後等デイサービス プロラボ東灘校	兵庫県神戸市東灘区御影1丁目 14-4-101号	株式会社プロラボ	兵庫県神戸市西区南別府一丁目1-10-2F	令和7年2月1日	放課後等デイサービス
2850700218	☆（すたあと）	兵庫県神戸市須磨区稲葉町一丁目1-7岡野マンション1F	合同会社Cue U	兵庫県神戸市須磨区稲葉町一丁目1-7岡野マンション1F	令和7年2月1日	放課後等デイサービス
2850800364	アース	兵庫県神戸市垂水区下畑町字木之下888番地の1 グリーンパレス塩屋1F南号室	NPO法人オープンエア	兵庫県神戸市垂水区下畑町498番地53号	令和7年2月1日	放課後等デイサービス
2855200446	放課後等デイサービス ヤシの実	兵庫県神戸市西区持子3丁目47番地	特定非営利活動法人ゲニー	兵庫県明石市北王子町2番8-1号	令和7年2月1日	放課後等デイサービス

神戸市告示第599号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870500085	神戸障害者・児相談支援サービススマイル	兵庫県神戸市兵庫区湊町2丁目4-15 古田ビル2階	特定非営利活動法人スマイル工場	兵庫県神戸市中央区港島九丁目11番地1	令和7年2月1日	障害児相談支援
2875200202	相談支援事業所 みなも	兵庫県神戸市西区南別府1丁目1-1-201	合同会社光彩	兵庫県神戸市西区北別府二丁目15-2	令和7年2月1日	障害児相談支援

神戸市告示第600号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条1項に規定する医師に指定した者、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第2項の規定により指定を辞退した医師は次のとおりであるので、神戸市身体障害者福祉法施行細則第3条の規定により、勤務地の変更を届け出た者も含めて告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 法第15条第1項に規定する医師に指定した者

指定年月日	氏名	専門科目	医療機関の名称	医療機関の所在地
令和6年12月1日	伊藤 絢	神経内科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
令和6年12月1日	橋本 裕依子	耳鼻咽喉科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
令和6年12月1日	水本 真理愛	耳鼻咽喉科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
令和6年12月1日	吉岡 剛	形成外科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
令和6年12月1日	倉科 徹郎	整形外科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
令和6年12月1日	阿部 晶平	消化器内科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
令和6年12月1日	木下 雅登	消化器内科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
令和6年12月1日	中島 紀綱	整形外科	なかじま整形外科 手のクリニック	東灘区田中町1丁目10番18号
令和6年12月1日	山室 淳	循環器内科	西宮渡辺心臓脳・ 血管センター東灘 クリニック	東灘区深江北町2丁目7番5号コンフォート芦屋西1階
令和6年12月1日	森田 直子	耳鼻咽喉科	もりた耳鼻咽喉 科・いびきクリ ニック	東灘区御影本町4丁目10番1号 V I E R R A御影3階
令和6年12月1日	岡田 浩樹	内科	六甲病院	灘区土山町5番1号

令和6年12月1日	杉原 康介	内科	六甲病院	灘区土山町5番1号
令和6年12月1日	西垣 圭祐	内科	六甲病院	灘区土山町5番1号
令和6年12月1日	田中 順平	耳鼻咽喉科	たなか耳鼻いんこう科	灘区灘北通5丁目9番1号 JR摩耶駅NKビル1階
令和6年12月1日	池内 英祐	眼科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	松尾 和哉	脳神経外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	掛川 莉花	形成外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	長谷川 泰子	形成外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	神田 裕太郎	整形外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	老川 静香	小児科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	川村 葵	小児科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	梶原 啓資	小児外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	仲 郁子	リウマチ科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	木内 邦彦	循環器内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	千田 有紗	循環器内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	松浦 智弘	循環器内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	石上 高大	心臓血管外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	田渕 桃子	腎臓内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	鈴木 光太郎	泌尿器科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	高原 夕	呼吸器内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号

令和6年12月1日	多田 俊史	消化器内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	青木 文明	消化器外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年12月1日	小松 友紀	形成外科	神戸赤十字病院	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
令和6年12月1日	原口 知則	心臓血管外科	神戸赤十字病院	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
令和6年12月1日	北村 嘉隆	呼吸器外科	神戸赤十字病院	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
令和6年12月1日	山本 貴央	消化器内科	神戸赤十字病院	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
令和6年12月1日	山下 良祐	整形外科	兵庫県災害医療センター	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
令和6年12月1日	三木 竜介	内科	春日野会病院	中央区野崎通4丁目1番2号
令和6年12月1日	江副 賢生	整形外科	春日野会病院	中央区野崎通4丁目1番2号
令和6年12月1日	武田 幸大	形成外科	川崎病院	兵庫区東山町3丁目3番1号
令和6年12月1日	吉龍 正雄	心臓血管外科	川崎病院	兵庫区東山町3丁目3番1号
令和6年12月1日	松岡 大貴	眼科	神戸百年記念病院	兵庫区御崎町1丁目9番1号
令和6年12月1日	戸田 誠	整形外科	神戸大山病院	兵庫区水木通10丁目1番12号
令和6年12月1日	鈴木 史郎	内科	神戸協同病院	長田区久保町2丁目4番7号
令和6年12月1日	緒方 裕基	神経内科	神戸朝日病院	長田区房王寺町3丁目5番25号
令和6年12月1日	寺本 洋一	リハビリテーション科	適寿リハビリテーション病院	長田区花山町2丁目11番32号
令和6年12月1日	山田 祐嗣	整形外科	北須磨病院	須磨区東白川台1丁目1番地1
令和6年12月1日	武内 享介	産婦人科 (婦人科)	神戸医療センター	須磨区西落合3丁目1番1号
令和6年12月1日	玉田 直己	内科	新須磨病院	須磨区衣掛町3丁目1番14号

令和6年12月1日	丸口 彩	形成外科	新須磨病院	須磨区衣掛町3丁目 1番14号
令和6年12月1日	十倉 健男	整形外科	新須磨病院	須磨区衣掛町3丁目 1番14号
令和6年12月1日	藤田 昌秀	整形外科	新須磨病院	須磨区衣掛町3丁目 1番14号
令和6年12月1日	川上 栞里	循環器内科	高橋病院	須磨区大池町5丁目 18番1号
令和6年12月1日	田淵 正樹	外科	凌駕クリニック樋 上本院	須磨区東町2丁目2 ー13
令和6年12月1日	山崎 玲子	循環器内科	神戸掖済会病院	垂水区学が丘1丁目 21番1号
令和6年12月1日	小川 啓子	人工透析内 科	神戸掖済会病院	垂水区学が丘1丁目 21番1号
令和6年12月1日	山崎 康臣	消化器内科	神戸徳洲会病院	垂水区上高丸1丁目 3番10号
令和6年12月1日	江頭 徳仁	内科	おひさまクリニッ ク	垂水区旭が丘1丁目 9番60号 1F
令和6年12月1日	大漉 玄德	内科	おひさまクリニッ ク	垂水区旭が丘1丁目 9番60号 1F
令和6年12月1日	高野 稔明	内科	おひさまクリニッ ク	垂水区旭が丘1丁目 9番60号 1F
令和6年12月1日	田原 早紀	内科	神戸垂水メディカ ルクリニック	垂水区陸ノ町1番地 2号 サン&サンビ ル2階
令和6年12月1日	奥宮 太郎	神経内科	神戸市立西神戸医 療センター	西区糺台5丁目7番 地1

2 令第3条第2項の規定により指定を辞退した医師

辞退年月日	氏名	診療科目	医療機関の名称	医療機関の所在地
令和5年3月31日	今井 聡士	泌尿器科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁 目5番16号
令和6年3月31日	老朽 宗忠	内科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁 目5番16号

令和6年3月31日	田中 彩香	消化器内科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
令和6年3月31日	藤田 敏忠	消化器外科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
令和6年3月31日	大歳 丈博	呼吸器内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年3月31日	石川 隆之	血液内科	神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和6年3月31日	宮崎 茂雄	眼科	神戸赤十字病院	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
令和6年3月31日	古林 啓介	内科	新須磨病院	須磨区衣掛町3丁目1番14号
令和6年6月30日	坂井 誠	内科	六甲アイランド甲南病院	東灘区向洋町中2丁目11番地
令和6年6月30日	金 英植	外科	神戸低侵襲がん医療センター	中央区港島中町8丁目5番1
令和6年7月1日	井上 数喜	耳鼻咽喉科	神戸市立西神戸医療センター	西区糺台5丁目7番地1
令和6年7月31日	藤田 満	内科	藤田医院	東灘区北青木3丁目4番20号
令和6年8月31日	手島 直則	耳鼻咽喉科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年9月18日	渡邊 有史	神経内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年9月24日	板垣 実幸	神経内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年9月30日	安森 研	心臓血管外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年9月30日	田中 隆一郎	呼吸器内科	神戸赤十字病院	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
令和6年9月30日	高田 史門	内科	神戸百年記念病院	兵庫区御崎町1丁目9番1号
令和6年9月30日	渡邊 琢也	整形外科	恒生かのこ病院	北区鹿の子台北町8丁目11番1号
令和6年10月1日	杜 隆嗣	循環器科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号

令和6年10月25日	島田 由布	眼科	新長田眼科病院	長田区腕塚町4丁目 1番13号
令和6年10月31日	錦戸 利幸	循環器内科	神戸医療センター	須磨区西落合3丁目 1番1号
令和6年10月31日	服部 三太	内科	佐野病院	垂水区清水が丘2丁 目5番1号

3 勤務地の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更後の 医療機関の名称	変更後の 医療機関の所在地
			変更前の 医療機関の名称	変更前の 医療機関の所在地
令和5年4月1日	宮下 勝	外科	甲南介護老人保健 施設	東灘区向洋町中3丁 目2番5号
			甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁 目5番16号
令和5年10月31日	川崎 健太郎	消化器外科	六甲病院	灘区土山町5番1号
			神戸大山病院	兵庫区水木通10丁 目1番12号
令和6年3月31日	佐古 辰夫	外科	六甲病院	灘区土山町5番1号
			神戸大山病院	兵庫区水木通10丁 目1番12号
令和6年4月1日	坂根 達哉	消化器内科	神戸大学医学部附 属病院	中央区楠町7丁目5 番2号
			甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁 目5番16号
令和6年4月1日	佐々木 信之	眼科	三菱神戸病院	兵庫区和田宮通6丁 目1番34号
			甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁 目5番16号
令和6年4月1日	青田 千恵	小児科	神戸市立西神戸医 療センター	西区糺台5丁目7番 地1

			神戸市立医療センター中央市民病院	中央区港島南町2丁目1番地1
令和6年6月30日	松岡 彰	内科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
			六甲アイランド甲南病院	東灘区向洋町中2丁目11番地
令和6年7月1日	伏見 勝哉	耳鼻咽喉科	神戸百年記念病院	兵庫区御崎町1丁目9番1号
			神戸掖済会病院	垂水区学が丘1丁目21番1号
令和6年8月1日	杉崎 陽一郎	循環器内科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
			神鋼記念病院	中央区脇浜町1丁目4番47号
令和6年8月1日	岡田 桂輔	泌尿器科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
			神戸市立医療センター西市民病院	長田区一番町2丁目4番地
令和6年8月1日	八尾 昭久	泌尿器科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
			神戸市立医療センター西市民病院	長田区一番町2丁目4番地
令和6年8月1日	中山 晴輝	外科	順心神戸病院	垂水区小束台868番37
			兵庫県災害医療センター	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
令和6年8月26日	大宮 英寿	内科	神戸平成病院	中央区上筒井通6丁目2番43号
			公文病院	長田区梅ヶ香町1丁目12番7号
令和6年9月1日	入谷 啓介	耳鼻咽喉科	入谷耳鼻咽喉科	垂水区星が丘3丁目4-8-1
			神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年9月1日	貞村 祐子	脳神経外科	吉田病院	兵庫区大開通9丁目2番6号

			神戸平成病院	中央区上筒井通6丁目2番43号
令和6年10月1日	安積 佑樹	消化器外科	甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
			神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年10月1日	音羽 泰則	消化器外科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
			甲南医療センター	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号
令和6年10月1日	山本 正嗣	呼吸器内科	神戸市立西神戸医療センター	西区糺台5丁目7番地1
			神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
令和6年11月1日	赤澤 亜由	耳鼻咽喉科	神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5番2号
			兵庫県立こども病院	港島南町1丁目6番7

4 医療機関の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更後の医療機関の名称	変更後の医療機関の所在地
			変更前の医療機関の名称	変更前の医療機関の所在地
令和6年9月1日	入谷 寛	耳鼻咽喉科	入谷耳鼻咽喉科	垂水区星が丘3丁目4-8-1
			入谷耳鼻咽喉科	垂水区星陵台1丁目4番8号

5 医療機関の開設を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更後の医療機関の名称	変更後の医療機関の所在地
-------	----	------	-------------	--------------

			変更前の 医療機関の名称	変更前の 医療機関の所在地
令和4年10月3日	石田 和寛	眼科	いしだ眼科クリニック	東灘区御影中町1丁目16-20 ポラリス御影2F
			神戸市立医療センター西市民病院	長田区一番町2丁目4番地
令和6年10月1日	稲波 宏	内科	いななみクリニック	西区曙町1096-3
			みどり病院	西区枝吉1丁目16番地

神戸市告示第601号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
栗林歯科	神戸市東灘区岡本7丁目6番9号	令和7年2月1日
こころっこ訪問看護ステーション	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目16番9号	令和6年12月1日
おおや内科 糖尿病・心臓クリニック	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号 101	令和7年3月1日
心薬局 垂水店	神戸市垂水区宮本町1番29号	令和7年3月1日
精神科訪問看護ステーションピース	神戸市西区伊川谷町有瀬859番1	令和7年3月1日

神戸市告示第602号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
つじ医院小児科アレルギー科	神戸市西区桜が丘東町4丁目16番5号	令和7年3月31日
おかだファミリークリニック	神戸市東灘区魚崎中町2丁目1番32号	令和6年12月31日
西田歯科医院	神戸市垂水区多聞台2丁目9番18号	令和7年1月31日
よしとも薬局	神戸市中央区中山手通4丁目3番11号	令和6年12月31日
タツキクローバー薬局	神戸市灘区徳井町5丁目1番1号	令和6年12月31日

神戸市告示第603号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
反保 雄士（夢野 整体院）	反保 雄士	神戸市兵庫区湊川町 8 丁目 1 7 番 9 号	令和 7 年 2 月 1 日
高岸 和正（H P H マッサージ）	高岸 和正	神戸市垂水区向陽 2 丁目 6 番 1 8 号	令和 7 年 2 月 1 日
高田 梨沙（H P H マッサージ）	高田 梨沙	神戸市垂水区向陽 2 丁目 6 番 1 8 号	令和 7 年 2 月 1 日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
川本 翼（西元町 ひので接骨院）	川本 翼	神戸市中央区元町通 6 丁目 3 番 1 4 号	令和 7 年 2 月 17 日

神戸市告示第604号

次の港湾施設について、令和7年4月1日から、その供用を開始する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

供用を開始する港湾施設

荷さばき地

名 称	位 置	規 模
新港東旧第6～7突堤間	神戸市中央区小野浜町	7,060.58 m ²
新港東旧第7突堤以東	神戸市中央区小野浜町	7,570.52 m ²
新港東旧第6～8突堤間	神戸市中央区小野浜町	12,238.04 m ²
新港東旧第7突堤基部①	神戸市中央区小野浜町	58.58 m ²
新港東旧第7突堤基部②	神戸市中央区小野浜町	752.15 m ²
新港東旧第8突堤基部	神戸市中央区小野浜町	2,537.23 m ²

駐車場

名 称	位 置	規 模
新港東旧第6～7突堤間駐車場	神戸市中央区小野浜町	1,322.15 m ²

規模を改める港湾施設

荷さばき地

名 称	位 置	規 模	
		変更前	変更後
新港第5～6突堤基部	神戸市中央区小野浜町	6,191.79 m ²	5,851.33 m ²

道路

名 称	位 置	規 模（幅員）	
		変更前	変更後
新港東ふ頭臨港道路	神戸市中央区小野浜町	最大 29.00m	最大 21.82m
		最小 24.50m	最小 12.78m

神戸市告示第605号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20240003	令和7年3月5日 (令和7年1月1日から 令和11年9月5日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人 てんびん 代表理事 河野 由季 神戸市灘区六甲台町5番31号カルム六甲
20240004	令和7年3月5日 (令和7年2月3日から 令和12年2月2日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人 まち・コミュニケーション 代表理事 宮定 章 神戸市長田区御蔵通5丁目211番4号―101

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、神戸市名谷町社谷土地区画整理組合が施行する神戸市名谷町社谷土地区画整理事業の事業計画の変更（第3回）の認可をしましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 土地区画整理組合の名称
神戸市名谷町社谷土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成30年12月25日から令和7年7月31日まで
- 3 施行地区
神戸市垂水区みずき台
- 4 事務所の所在地
大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号
- 5 設立認可の年月日
平成30年12月25日
- 6 事業計画の変更（第1回）の認可の年月日
令和4年9月13日
- 7 事業計画の変更（第2回）の認可の年月日
令和6年7月17日
- 8 事業計画の変更（第3回）の認可の年月日
令和7年3月10日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年3月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市須磨区稲葉町7丁目3番、5番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区海岸通6番地 建隆ビルⅡ
株式会社レイシスコーポレーション
代表取締役 森本 伸太郎
- 3 許可番号
令和6年10月23日 第8216号
(変更許可 令和7年2月5日 第2195号)
(変更許可 令和7年2月20日 第2198号)

神戸市水道告示第33号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年3月18日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
39180	平野設備工業	神戸市西区平野町常本 254	藤本 勝博	令和7年3月4日

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月18日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第13号

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（契約保証金の納付） 第20条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。） <u>第21条の14</u>の規定により管理規程で定める契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上（物品売却システムを利用して行う入札にあっては、予定価格の100分の5以上）の額とする。 2～4 [略]	（契約保証金の納付） 第20条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。） <u>第21条の15</u>の規定により管理規程で定める契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上（物品売却システムを利用して行う入札にあっては、予定価格の100分の5以上）の額とする。 2～4 [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水

道局契約規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。

神戸市選告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年3月7日

神戸市選挙管理委員会

委員長 村 上 雅 彦

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,690</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>205,749</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>254,312</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,218</u>
	灘区	<u>35,970</u>
	中央区	<u>37,041</u>
	兵庫区	<u>30,183</u>
	北区	<u>58,634</u>
	長田区	<u>25,495</u>
	須磨区	<u>43,411</u>
	垂水区	<u>58,587</u>
	西区	<u>64,963</u>

昇任の選考に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第8号

昇任の選考に関する規則等の一部を改正する規則

(昇任の選考に関する規則)

第1条 昇任の選考に関する規則(昭和35年4月人委規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1 係長昇任選考基準表 (その2)				別表第1 係長昇任選考基準表 (その2)			
番号	適用する職	選考区分	左欄の職へ昇任するために必要な資格要件	番号	適用する職	選考区分	左欄の職へ昇任するために必要な資格要件
1	運輸現業に従事する	自動車運輸現業	[略]	1	運輸現業に従事する	自動車運輸現業	[略]

	職 員 を も っ て 補 充 す る 係 長 又 は こ れ に 準 ず る 職	高 速 鉄 道 運 輸 現 業			職 員 を も っ て 補 充 す る 係 長 又 は こ れ に 準 ず る 職	高 速 鉄 道 運 輸 現 業	
2	同 上	同 上	(1) 現 に 乗 務 職 及 び 駅 務 職 また は 技 士 職 に あ る 者 (番 号 1 (1) に 定 め る 区 分 変 更 を 行 っ た 者 を 含 む 。) で あ っ て 、 本 市 職 員 と し て 13.5 年 以 上 の 在 職 年 数 を 有 す る こ と 。 (2) [略]		2	同 上	(1) 現 に <u>指 導</u> 乗 務 職 及 び <u>指 導</u> 駅 務 職 また は 技 士 職 に あ る 者 (番 号 1 (1) に 定 め る 区 分 変 更 を 行 っ た 者 を 含 む 。) で あ っ て 、 本 市 職 員 と し て 13.5 年 以 上 の 在 職 年 数 を 有 す る こ と 。 (2) [略]

(転 任 の 基 準 等 に 関 す る 規 則)

第 2 条 転任の基準等に関する規則（昭和37年4月人委規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号におい

て「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（その2）		別表（その2）	
区分	左欄の区分の職へ区分変更できる資格要件	区分	左欄の区分の職へ区分変更できる資格要件
自動車 運輸現 業	次の各号の一に該当するものであること。 (1) [略]	自動車 運輸現 業	次の各号の一に該当するものであること。 (1) [略]
高速鉄 道運輸 現業	(2) 乗務職及び駅務職又は技士職に在職し、次のアからエに該当するものであること。 ア～エ [略]	高速鉄 道運輸 現業	(2) <u>指導</u> 乗務職及び <u>指導</u> 駅務職又は技士職に在職し、次のアからエに該当するものであること。 ア～エ [略]

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。